

大和市告示第153号

大和市ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業実施要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

令和5年9月14日

大和市長 古谷田 力

大和市ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業実施要綱の一部を改正する
要綱

大和市ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業実施要綱（平成27年大和市告示第180号）の一部を次のように改正する。

第1条中「ついて」の次に「、大和市補助金交付規則（昭和42年大和市規則第21号）に定めるもののほか、」を加える。

第4条第1項各号列記以外の部分中「支給額」の次に「（通信制による対象講座を受講する場合に限る。）」を加え、同項第1号中「10分の3」を「10分の4」に改め、同号ただし書中「75,000円」を「100,000円」に改め、同項第2号中「10分の4」を「10分の5」に改め、同項第3号ただし書中「。以下この号において同じ」を削り、「500,000円を」を「対象費用の額を」に、「500,000円から当該受講修了時給付金の額に相当する額を控除した額」を「対象費用に相当する額を上限とし、その額が500,000円を超える場合は500,000円」に改め、同条第2項中「前項」を「第1項（前項において準用する場合を含む。）」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 前項の規定は、事業による給付金の支給額（通学又は通学及び通信制併用による対象講座を受講する場合に限る。）について準用する。この場合において、同項第1号中「100,000円」とあるのは「200,000円」と、同項第2号中「200,000円」とあるのは「250,000円」と、同項第3号中「10分の6」とあるのは「10分の5」と読み替えるものとする。

第10条中「大和市母子・父子自立支援員」を「母子・父子自立支援員」に改める。

第12条を削り、第13条を第12条とし、第14条を第13条とする。

別表中「第13条」を「第12条」に改める。

附 則

この要綱は、公表の日から施行する。